

仙台市児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和 6 年度 2 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で仙台市児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	2
目次	4
総評	
総評	6
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	10
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	14
第Ⅲ部 一時保護所の運営	17
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	21

総評

(2024 年 11 月 13 日(水)～14 日(木) 実地調査実施分)

【はじめに】

仙台市児童相談所一時保護施設は、増改築が終了し、令和 6 年 5 月からは男子棟と女子・幼児棟の 2 棟体制となりました。それぞれの棟に玄関、居室、食堂、浴室などの生活のための諸室と学習室、職員室が配置されています。一つの棟の規模が大きいため、ユニット制とまでは言えず、二つの施設が隣接しているような構造となっております。職員体制も、棟を単位としています。敷地の制限から女子・幼児棟は庭との導線が悪く、また、女子が普段過ごすスペースは、建物中央部のため、窓がありません。居室などからも外景はほとんど見えません。学齢児童は個室化が実現した一方で、厨房が 1 か所しかないため、食事の運搬方法や配膳方法に難点があること、各棟とも居室が 2 フロアに分かれていることなどから、生活の組立て、活動のグルーピングなど子ども中心の運営にさまざまな制約を受けていることも事実です。

こうした中でも、職員は前例にとらわれず、居心地の良い一時保護施設にするために様々な取り組みを行い、成果が出てきています。本評価においては、重点的に取り組んで欲しい項目を明確化する意味で、メリハリをつけた評価としました。したがって 64 項目は S から C までと大変幅広い評価結果としました。S～C の評価は、あくまでも仙台市児童相談所一時保護施設におけるもので、B 評価や C 評価に関しては、重点的に取り組んでほしい項目としました。詳細は各部のコメントに記載のとおりです。本評価を機にさらに一時保護所改革を進めていき、全国の模範となるよう期待するものです。

【優れている点】

○一時保護施設の改革が急ピッチで進んでいる

仙台市児童相談所一時保護施設は、本年の 5 月に増改築が終了し、入所定員も増加しました。これに伴い、職員体制の強化と学齢児童の完全個室化が実現しております。こうした大きな変革と「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」）の制定、一時保護ガイドライン全部改定のタイミングが一致したことで、一時保護施設の改革が急ピッチで進んでいます。

大幅に変革が進んでいる点としては、一時保護ガイドラインで示された「所有物の持込や使用、管理的生活ルールの見直し、意見表明等支援員の導入、個の実情に応じた支援の具体的実施があると言えます。また、日中活動では一斉・集団だけでなく、個々のニーズや要望を踏まえて選択できる場面が大変多くなっています。これは、まさに「個に応じた支援の実践」に他なりません。

○マニュアルが充実している

本年 10 月に施行された「業務の手引き」が詳細で、業務の手順だけでなく、専門性を高める教材にもなっています。内容としては、「業務の手引き」策定の趣旨、「一時保護施設の運営」「児童援助」「行動観察」「職員の留意事項」「情報セキュリティ」「緊急時の対応」の 8 章構成で、他に「係の業務」として「会計関係」や「学習関係」「保健衛生関係」など 14 分野にわたり記載され、関係様式も掲載されています。さらに添付資料として「安全計画」や「食物アレルギーマニュアル」など 9 つの分野にわたって記載され、業務に必要なことがらほぼ網羅されています。この一式で新任・転任職員のテキストになりうるものです。本マニュアルは、他の自治体のモデルとなるものです。

○職員研修が充実している

職員研修は、体系的・計画的に行われており、極めて優れたものです。研修科目はほぼ必要な項目を網羅し、多様なものとなっております。また、所内での Off-JT と業務をつなぐための科目やプログラム（講義・一般論、見習い業務を通した OJT、その後の振り返りや討議）のほかに、演習やロールプレイを取り入れた実践的な内容です。

講師や助言者は、所内職員と身近な関係機関などの職員で行われています。研修の目的である「一時保護施設の役割や責任を自覚し、積極的に児童対応できるよう意識の向上を図る」ことや「実践的な研修を通して、集団活動や児童対応におけるスキルアップを図る」ことが十分に可能だと思われます。こうした取り組みは、他の自治体のモデルとなるでしょう。

○一時保護施設の運営に職員参加が徹底されており、チームワークが良好

所長・課長等によるトップダウンの意思決定は必要最小限に抑えられ、多くのことは職員参加により決定されることが職場文化として根付いているように見受けられました。職員が参加する話し合いによる意思決定の方法は、とすれば非効率的と批判されますが、職場の心理的安全性や職員のモチベーションを高め、さらに職員のメンタルヘルスを維持でき離職も防止できるものとされています。

職員自身も、チームワークが良好なことに自信と誇りを持っています。こうした職場文化が継続されることを期待します。

【課題と今後に向けた取り組み】

○理念の周知や定着、および日々の実践への適用

「業務の手引き」冒頭に基本方針が明記されていますが、周知されていないようでした。理念と方針は、当施設が大切にしていることを明確にし、日々の子ども支援や事業は、理念実現を図るものでなければなりません。これがなかったら、理念が明文化されているとしても単なるお題目になってしまいます。

全職員への徹底と職員一人一人や組織として日々の子ども支援や事業が理念に照らし合わせてどんな効果があるのか、点検されていくとよいと思います。事業実施にあたっては、事業目的は理念や方針のどの部分を実現させるものなのかを明記して立案していくことなども一案です。

○子どもの権利を保障し、ストレングを生かす生活の組立てや生活ルールのさらなる前進を

以前の仙台市一時保護施設は極めて管理的、制限的であったとのこと。これはそうした運営をせざるを得ない様々な条件があったものと思われますが、こうした運営が長い間行われてきたことによって、施設の文化になってしまったようです。今年度から改革を精力的に初めています。まだいくつかは、現代の感覚からは疑問とされる負の遺産として残っているようです。具体的には、子どもの自由時間が一人で過ごす時間と他児と交流できる「対面遊び」の時間に区切られ設定されている事などがあげられます。当一時保護施設は、学齢児は完全個室化されており、自由時間には個室で過ごすことも想定されているし、それが可能なレイアウトとなっています。自由時間の過ごし方を、一人で過ごすか他の子どもと一緒に遊んだりおしゃべりしたりして過ごすかを子ども自身が選べるようにできるとよいと思われます。そのことにより、子どもは、窮屈さを感じることなく伸び伸びと生活でき、一時保護施設での生活が「癒し」や「育ち」の場となるでしょう。以前の負の遺産からの早急な脱却を期待します。

○夜間（17時15分以降）の職員体制の充実を

職員体制は、同規模の他自治体の一時保護施設から比べれば比較的多く、日勤者数も十分に確保されています。また、夜勤体制がとられている点などは、一時保護施設の特異性を十分に踏まえた体制になっていると思われます。児童指導員の日勤を30分後ろにずらすことによって、夕食前後まで日勤職員が勤務していますが、日勤者が退勤するといきなり夜勤者だけの体制となり、急激に職員が手薄となります。このため、子どもは夕食から就寝まで個室で過ごすことが強いられています。夕食から就寝までの時間帯は、活動である「動」から、睡眠である「静」への移行時間帯であり、激しい活動を取り入れることは適切とは言えませんが、夕食後から就寝までの時間が3時間ほどあることを考えれば、見直しが必要と思われます。また、こうした対応の理由として、職員体制が手薄になることで子ど

も間のトラブルに適切に対応できないことがあげられています。しかし、現状の職員体制であれば、「遅番」勤務の配置が可能ではないでしょうか。

夜間は、子どもの漠然と不安が高じたりすることも少なくありません。だからこそ、職員とともに静かな遊びやおしゃべり、また必要に応じて子どもは話を聞いてもらう場、時間帯として重要です。遅番勤務の導入の検討を期待します。

○日勤者の業務の配分の再検討を

日勤帯が手厚い体制となっています。日勤者は、その日ごとに子どもの対応における分担箇所が決められ、システムティックに運営されています。一方、日々のケース記録は極めて詳細にわたって記載されており、これだけの記録を作りには相当な時間が費やされることが想像されました。もちろんケース記録は詳しいに越したことはありません。しかしながら、限られた時間でどんな業務にどう配分するかも重要な視点ではないでしょうか。

児童指導員の業務は、子どもへの直接支援、それに伴う行動観察記録など記録作成、環境整備(間接支援)、職員間の協議や打ち合わせ、のおおむね 4 つに分類されると思います。この 4 分野の業務をどう配分するかは、施設によって、入所児童によって、職員の体制によって、あるいは季節や天候によってさまざまに変化しますが、子どもへの直接支援は削れない分野です。一方、記録や職員の打ち合わせは工夫により効率化できる分野ではないでしょうか。一時保護施設のケース記録は、一人の子どもに対して複数の職員が書くことが多いと思われます。この際、新任・転任職員はどうしても先輩職員を手本とします。先輩職員が詳細な大分量の記録を作成していれば、新任・転任職員もそのようにしようとします。ケース記録作成にあたって、必要な視点や簡潔に記述することなどが徹底されれば、記録作成に割かれる時間は削減できる可能性があります。

日勤者の業務配分の見直しは、遅番勤務者を配置することにも関連してきます。また、夜間の子どもの過ごし方の制限の緩和にもつながることだと思われます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○現在のチームワークの良さを継続発展させ、定着していただきたいと思います。 ○改革の流れを止めずに、子ども目線を徹底してください。 ○改革にあたっては、「なぜこうなっているのか」の疑問を大切にしてください。 ○「できない理由探し」より「できる方法探し」を重視していただきたいと思います。 ○新任・転任者の素朴な疑問を大切にしていきたいと思います。
児童相談所 (一時保護所)	○遅番勤務の配置を検討すること ・夕食後のケアの重要性を児童相談所・職員双方で認識していただき、正規職員による丁寧なケアが実現できるよう検討されることを期待します。 ○喫食の方法の検討を行うこと ・他の子どもと一緒に会食する子どもがいる一方、その必要性や意見に関わらず「個食(孤食かもしれません)」の選択を余儀なくされている子どもがいます。楽しく食事することは、子どもの一時保護施設生活の満足度を左右する大きな要因の一つとなっています。 ○給食業者の質の向上を求めること ・給食業者には、子どもに合った献立、適温提供と同時に、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理を実践するにあたっての考え方の例を示すものとして・国が示した「児童福祉施設における食事の提供ガイド」に沿った食事の提供を求め、栄養素、カロリーが過不足なく提供されることが必要です。同ガイドを使った食事提供についての業者との協議が必要でしょう。 ○さらなる専門性向上に向けた取り組みの提案 ・他の自治体一時保護施設での実習 ・中堅、SV に向けたステップアップ等の人材育成プランの作成 ・キャリアラダーの作成や研修ノートや到達目標を明記した計画と実施後の自己評価、上司による評価 ・相談部門と一時保護部門の児童相談所支援システムの一元化 ・業務配分の見直し。現状の職員数で遅番配置をするためには、今実際に行われている業務の効率化や削減などが必要になってきます。例えば、極めて丁寧で大分量の記録が作成されていますが、簡潔化することに時間を浮かせ、それを遅番勤務に充てるなどの検討をされてはいかがでしょうか。
設置自治体	○一時保護施設設備運営基準により、設置自治体の義務が明確化されました。その中でも特に職員の資質向上のため、児童の権利擁護、意見・意向尊重の支援実施等の研修機会確保は非常に重要です。仙台市では他の自治体と比較すれば、職員の研修機会が多いと思料されますが、さらに充実できるよう望みます。 ○小中学生の通学保障に関しては、送迎の問題、受け入れ側の問題、学校生活と一時保護施設の生活の状況の共有等、実現のためには多くの課題があります。仙台市児童相談所職員として、現役教員が配属されるなど、市長部局と教育委員会の連携は優れたものがあります。こうした強みを生かして、市全体として、通学が実現できるよう検討されることを期待します。
国	○設備運営基準に沿った一時保護施設運営の好事例を広く共有できる仕組みを望みます。例えば、子どもの虹情報研修センターや西日本こども研修センターあかし、などのホームページや好事例を集約したページを作成したり、法定研修以外に、実践交流が広く行われるような事業の拡充を求めます。

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○職員一人一人の子どもに関わる姿勢 ・子どもたちが職員とリラックスして関わっている様子が見て取れました。子どもたちのヒアリングでは、職員のことを「好印象」「優しい」「自分たちが過ごしやすいように意見をちゃんと取り入れてくれる」と高く評価していました。職員が子ども一人一人に寄り添った支援をしようと、真摯に向き合い、関わっていることの表れと思います。男子棟・女子・幼児棟の区別はありますが、職員間では男女の区別なく、個々の子どもの支援の在り方について積極的に意見を交わし、一体となって子どもたちと関わることでできていて、そういった姿勢は高く評価できます。 ○子どもの意思決定、意見表明支援 ・職員一人一人が、日頃から子どもの意見を丁寧に聞く姿勢を持っています。 毎日行われる「昼会」では子どもたちが集まって、ビデオの録画やゲームの順番等を協議しながら決めており、子どもの意見表明の機会を意識した対応がなされていました。「昼会」は、毎日子どもの意見を聞ける貴重な場ですので、順番決めで終わることなく、一時保護施設の生活全般について子どもたちが日々意見を出し合い、協議できる場になると良いと思いました。議題を工夫する等すれば、子ども会議の場として活用できると思います。 ・意見箱が食堂に設置されており、意見表明支援の取り組みがなされています。昨年までは、意見がある子どもが職員に申し出をし、職員から用紙をもらって記入する取り扱いがなされており、自由に意見が出せる環境とは言い難いものでしたが、現在は意見箱の近くに用紙が置かれ、自由に使用できるようになり、筆記用具も自室に持ち込み可能となっていることから、以前よりは十分意見を出しやすい環境になったと思います。もっとも、意見箱が男女各 1 か所(いずれも食堂)しか設置されていないため、今後は職員室から離れた場所を含め、複数の設置場所を設けるといいと思います。 ・意見表明等支援員の制度を取り入れており、毎月 2 回アドボケイトが子どもたちの話を聞いています。アドボケイトが聞き取った内容については、心理職がアドボケイトから報告を受け、それを児童福祉司や児童心理司に伝え、対応を考える等フィードバックがしっかりできています。実際、外部のアドボケイトから聞いた意見を元に髪型の自由化やピアスについてルールを改訂していた様子も見られました 【課題と今後に向けた取り組み】 ○安全だけでなく安心できる環境を ・過去に起こった事件から、子どもと職員の関わり、子ども同士の関わりをできるだけ限定してきた歴史があり、それが尾を引いている様子が見られます。「職員から、『子どもが不適切な発言をしないように見ているのが仕事と教わってきた。』『子どもとおしゃべりするのが仕事だ』という意識がなかった」という発言があった」という話もありました。問題が起きないことも大事ですが、予防(安全)ばかりに気が行ってしまうと、子どもたちの生活面を制約する方向に気が向いてしまい、子どもたちが安心できる環境は作れません。安全面の対策を重視してきた分、今後は子どもが安心できる環境づくりを第一に目指すとバランスが取れるようになると思います。

・これに関連して、男性の心理療法担当職員が女兒から話を聞く際、問題が起きないようにドアを開け放した状態にしているという話がありました。こうした方法は、子どもと職員の双方を適切に守るためと考えられます。残念ながら一部の児童相談所や一時保護施設から、職員への子どもへの不適切なかかわりがあったとの報道がなされると、管理者側は相談室の「密室化」を避けなければという思考が働きます。様々な課題を持つ子どもがいる中では、子どもは勘違いなどによる無意識的、あるいは意図的に客観的事実と異なることを他の職員に訴え出ることもあります。こうしたときに、管理者は、面接を行った職員を信じれば子どもを疑う、子どもの言い分を信じれば面接にあたった職員を疑うという深刻なジレンマを持ちます。しかしながら、子どもは秘匿性を保障されてこそ本音が話せるという側面も否定してはなりません。やはりドアを開け放した状態というのは、子どもが意見表明しやすい環境とは言えません。賛否はあろうかと思いますが、密室内での面接は必ず録音するか、パブリックスペースにカメラを設置する等何らかの方策を講じることで懸念点を回避することも考えられると思います。これは、仙台市だけでなく、全国共通の難しい問題ですが、今一度ご検討いただければと思います。

○権利及び権利制約の説明を

・一時保護された子どもは、入所後、それまで当たり前で認められていた権利(自己決定権、表現の自由、通信の自由、知る権利等)が制約されます。子どもたちは、なぜ一時保護されるのか、その理由や目的はどこにあるのか、しっかり理解してこそ、自分の権利が制約されている状況を受け入れることができます。この点、子どもアンケートをみると、「問 5 あなたがなぜここで生活をするようになったのか、その理由を説明されましたか？」という質問に対し、「されたが、わからなかった」と答えたのが 14.3%、「されなかった」が 21.4%となっており、一時保護された理由を理解できていない子どもが 35%以上に上っています。入所時はもちろん、一時保護期間を通じて、常に子どもたちが自分の権利を意識し、自分の置かれている状況を理解し、受け止められるように説明し続けることが求められます。

・権利ノートが作成されておらず、子どもたちに対しては、一時保護施設での生活上の約束事が記載されている「生活のしおり」を元に、その中に記載されている限度で権利の説明をしているとのことでした。もっとも、「生活のしおり」には、権利について A4 サイズ 1 枚に「わたしの権利、みんなの権利」と題して簡単に説明がされているに過ぎません。子どもたちが自分に権利があることを自覚し、生きる力としていくためには、子どもの権利条約で認められている権利や憲法上認められている権利についてより詳細に説明する必要があります。生活のしおりには、権利の説明よりも権利を制約するルールに記載の方が多く、ルールブックの域を出ません。表題に権利と明記し、権利に関する説明をしている冊子(権利ノート)を別途作成することをお勧めします。

・権利ノートを作成するにあたって、一時保護施設内でのルールの見直しもされるといいと思います。子どもたちが自身の権利をより意識するためには、「子ども自身の権利を守るために必要であるルール」と、「他の入所者(の権利)との関係で守らなければならないルール」とは、可能な限り分けて考えて、ルール作りをされるといいと思います。

・仙台市児童相談所一時保護施設には幼児から高校生まで幅広い年齢層が入所していますので、権利ノートを作成する場合には、子どもの年齢に応じて作成する必要があります。子どもの年齢に応じて対応できるようにフリガナではなく、ひらがな表記のものを別途作成されると良いと思います。

・生活のしおりには、子どもたちが日々記載する「生活の記録」が含まれており、「生活の記録」には、「目標に向かって頑張れましたか?」「明日の目標はなんですか?」という記載欄が設けられています。もっとも、一時保護

施設に入所する子どもは、それまでの生活で心身ともに疲れきっており、日々目標を立てること自体難しいことが考えられます。そのような中、子どもに目標を立てさせるとしたら、その目的はどこにあるのか、どのようなゴールを想定しているのか、職員間でしっかり共有することが必要です。内容によってはケースワークと連動させるために相談部門と共有する必要もあるでしょう。この点、子どもたちが記載した生活の記録からは、記載項目があるから書いているに過ぎない印象を受けました。これを機に上記記載欄の必要性や活かし方について全体で協議されると良いと思います。

○子どもの意向に沿わない生活場面での行動制限については見直しを

- ・食事の場所を居室(個室)にするか食堂にするかを「2階に居室があるかどうか(階段を使って食事を持ち運ばなければならないかどうか)」を基準に決めていました。その結果、一人で食事をしたいのに皆と食事せざるを得なかったり、反対に、皆と食事をしたいのに一人居室で食べざるを得なかったりしている場合が想定されました。食事の時間を安心して過ごすためには、どこで誰と食べるかはとても大事なことです。子どもの意向を聞き取り、個別の対応ができるようにすると良いと思います。

- ・自由時間については、個室で過ごすことも食堂で過ごすこともできるとされていますが、自由時間の一部について他児と交流できる「対面遊び」が禁止されていました。その必要性については、子ども同士のトラブルを極力減らすということのようですが、子どもが大人に行動を拘束されずに自分の意向に沿って生活できることこそ、子どもの安心につながります。自由時間の遊び方については、子どもの意見を聞いて今一度制約する必要性があるか検討されてください。

- ・職員と子どもと一緒に遊んでいる時間が少ない印象を受けました。監視的にならず、自由に伸び伸びとした時間を一緒に過ごすことにより、頑張っているところやいいところを自然に伝え、子どもたちをエンパワメントすることができると考えます。子どもが職員と安心して過ごせる時間を積極的に設けていただくと良いと思われます。

○私物の持ち込みについて再検討を

- ・私物の持ち込みについて取り組みはスタートしていますが、まだ課題が残されています。入所の時にたまたま持って来たものを持ちこみ可とするだけでなく、不適切な物以外は追加の持ち込みも可とするよう取り扱いを再検討していただけたらと思います。

○保護所における生活の満足度

- ・「ここでの生活でうれしかったことはありますか。」という問いに対して、「ない」と回答した人が60.7%います。職員がこどもたちに寄り添おうと一生懸命なのに、子どもたちはなぜ嬉しいと思えることがないのか、この辺りは、子どもたちから聞き取り、子どもたちの意見を参考にしながら、一時保護施設での生活の在り方を再検討されると良いと思います。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	A
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	S
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	A
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	A
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	B
No.10	個別支援は適切に行われているか	A
No.11	個別対応は適切に行われているか	A
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	B
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	A
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	B
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○<u>整った生活環境</u> ・子どもたちが生活する場として個室が整備されることで、子どもの個別性を保障する環境は整っていました。また他児との生活場面でもお風呂の順番が食堂等に張り出され、遊び道具の貸し出し等、他児や職員と一緒に決めていく場面もあり、個々の生活と集団での生活が守られていました。昼会で子どもと職員が情報を共有し、みんなが過ごしやすい工夫がされていました。 ・生活空間は清掃が行き届いており、生活物品についても整理整頓がされていて、生活環境については整えられている印象を受けました。また、壁には最小限の掲示物や子どもたちが描いた絵などが飾られており、柔らかい雰囲気的生活空間が作られていました。生活する物が揃っているだけではなく、子どもたちが生活しやすく生活の質を高めることが求められます。特に生活環境を整えることは、子どもの一時保護施設の生活に対する満足感を高め、一時保護施設の生活そのものの充実感につながります。その充実感こそ物や人を大切にしていきたいと思える基礎となります。 ○<u>充実した研修内容と丁寧な人材育成</u> ・人材育成として研修体系は充実しており、職員は所内研修をはじめ、年間を通して様々な研修を受けています。そのため、理念や一時保護施設の職員として望まれる姿、支援の方向性が新人職員にまで浸透しています。また、相談しやすい職員集団の空気感や支援現場での OJT の丁寧さは所としての大きな力となっています。 ○<u>職員体制の充実</u> ・職員数は充実しています。そのため観察会議は週 1 回開催されており、管理職を含め、多くの職員が参加して、それぞれの立場で意見が活発に出されていました。子どもを大切に思い職員全体で丁寧に子どもと向き合っているという姿勢がみられました。 ・職員間の引継ぎの時間が十分確保され、丁寧なやり取りが行われていました。引継ぎの内容も事務的ではなく、一人一人の子どもの言動を含む状態や職員の対応など、一時保護施設としての支援の在り方などが含まれていました。引継ぎが観察会議にも近い内容で、支援の方向性や理念を職員集団で共有できる場でもありました。また、引継ぎ内容が電子上で共有でき、引継ぎに参加できなかった職員を含め、全職員で情報を共有できるシステムは高く評価できます。 ○<u>学齢児童は完全個室化されている事</u> ・内カギが付けられており、必要に応じて子ども自身が内カギを掛けられることは、プライバシーの保障や子どもの侵入恐怖への対応として優れています。

【課題と今後に向けた取り組み】

○家庭的養育についての意識の共有

- ・「家庭的な環境」のイメージを職員間で共有し、職員の職場ではなく、子どもたちの生活の場であることを意識することは大切です。設備、什器等、職員共通の認識のもと再度視点を変えて見直してみることも必要かもしれません。職員にとって見慣れた物も初めて一時保護施設に来る子どもにとってどんな環境に映るか常に子どもの視点に立ってみることが求められます。

○業務経験の長い職員こそ新しい情報の上書きを

- ・人材育成については、基準や法令、ガイドラインなど日々進化していく情報に、経験値の高い職員ほどこれまでやってきた支援方法に固執せず、情報を上書きしながら新しい支援を作っていくことが望まれます。

○学習環境の充実

- ・学習室が各棟に1か所しかなく、個に応じた学習活動が十分に行えていません。教科書は各教科2冊ずつ準備されていますが、辞書等が配備されていません。学習参考書や教養図書も十分とは言えません。

○個々に合わせた支援

- ・子どもの個性が尊重される環境をさらに実現するには、個々が尊重される日課等を更に確立していく必要があります。例えば、子どものアンケートにもあったように寝る時間を年齢や学年、または個々に合わせることや私物の持ち込みも進めてきているものの、更なる充実が求められます。

○職員を守る勤務体制の改善

- ・職員体制については、職員の超過勤務時間が多く、また超勤ありきの応援体制は気になります。充実した職員数を生かし、早番、遅番等シフト体制や幼児の夜勤体制の見直しが必要です。

○食事場面での支援を改善

- ・引継ぎや観察会議で語られる子どもたちに対する思いを、支援の形として生活場面でも子どもたちに発信できると今以上に支援が充実します。特に、食事時間は職員が誰もいない場面が男女それぞれで見られました。コロナの影響もあるかと思いますが、職員はマスクをしているので声をかけたり、そばで見守ることは可能です。シフトの関係や子どもの食事中に多くの業務もありますが、食事中は孤食にならないような配慮は必要です。自室で食事をするということについても、そのことを子ども自身が望み、自分で選んだ結果そうなることが大切です。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	A
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	A
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	A
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	B
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	S
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	S
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	A
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○改革が急ピッチですすんでいること ・一時保護施設設備及び運営に関する基準、一時保護ガイドライン全部改定を受けて、一時保護施設の改革に向けて精力的に取り組んで、実行できるものは素早く行っています。結果、きわめて管理的で厳しい一時保護施設から子どもの権利が保障され、居心地の良い一時保護施設への脱皮を目指しています。改革にあたっては、一時保護課内組織である「生活部会」が中心に検討し、トップダウンや一方的決定ではなく、職員参加による職員総意による改革が実行されています。 これは、職員にとって心理的安全性が保障された職場だからこそできるものです。職員総意による改革であるのに、驚くほどのスピード感で実現されています。 ○優れたマニュアルの整備 ・設備運営基準に則った「業務の手引き」が令和 6 年 10 月に改定され、この手引きに基づいて当施設は運営されています。4 つの運営の基本方針が示され、子どもへの支援は「安定を求めて」「個に応じた支援」が示されています。上記の改革路線が、実際のマニュアルに反映されていると感じられます。 ○緊急保護等の適切な受け入れ ・夜間の緊急保護の多くは、日中のうちに保護の可能性があることが多くとのことで、分かった時点で情報収集や受け入れ準備を始めるなど、適切に対応されています。また、夜の早い時間帯での入所であれば、日勤職員が時間外勤務対応することで、入所中の子どもの対応がおろそかにならないよう職員が相互に配慮しています。 ・性被害・性加害の子どもへの保護にあたっては、事前に丁寧な情報交換や協議の場を設け、それを全員で共有することによって適切に生活支援できるようにしています。また、日常生活の観察を丁寧に行い、例えば、年齢不相応の性的言動が観察された場合、児童心理司や児童福祉司に情報を伝えることが行えています。 ○活動の幅広さ ・レクリエーション等を実施にあたっては、近隣の市立の施設を活用して、活動の幅を広げるだけでなく外出の機会としており、優れた取り組みです。今後、子どもの意見等を聞きながら、活用できる施設が拡大されることを期待します。図書館などの利用も有効と思われます。 ○個別性を重視した支援 ・学習を含めた日中の活動に関しては、一律活動を排して子どもの個別性を重視した組立てが行われています。印象的だったのは、午後の活動の一コマ目が、子どもによって全く違うという点でした。しかし、子どもも職員も、それをごく当然のこととして捉えているようでした。社会全般、特に子ども関係には「特別扱い」とか「不平等」であると否定的にとらえる向きがありますが、個に応じた対応をそのまま受け入れている本施設の子どもの姿を見れば、「特別扱い」や「不平等」と否定的に見るのは、大人が作り出したものであることを示していると思

われました。職員が個別性重視の支援を十分に理解し業務に就いていれば、そのことは十分に子どもに伝えることを示していると思われました。

- ・高校生は極力、通学を行っていることも高く評価できます。

○重大事件送致事案への対応

- ・個室整備や感染症対策における諸室の整備により、重大事件に係る触法少年送致事案にも、必要がある場合には適切に対応できるようになっています。

○非常時対応の明確化

- ・非常災害時の対応は、取るべき行動が示され、持ち出し品の明示、非常災害用品のリストや分量まで確認し明記してあるなど、きわめてよく準備されています。設備運営基準で義務付けられた「業務継続計画」に関しても、課として策定済みです。

【課題と今後に向けた取り組み】

○時間外勤務の縮減を

- ・今年度上半期の全職員の平均時間外勤務が、23 時間余りとなっています。また 3・6 協定の 1 か月あたりの上限である 45 時間を超える職員がのべ 7 名と、職員のワークライフバランスに課題を残しているようです。特に 5 月は平均時間外勤務時間が 38.7 時間と突出していますが、これは、ゴールデンウィークに伴う祝日の代休がなかったためでしょうか。また、夜間の早い時間帯の新規入所には、日勤職員が時間外勤務で対応するとのことでした。そもそも一時保護施設は、1 年 365 日、1 日 24 時間体制で子どものケアを行い、新規入所に対応する施設です。夜間の早い時間帯での新規入所対応を、夜勤者の負担にさせないためとの配慮からこうした時間外勤務を行っているようですが、突発事故でない本来業務は勤務時間中の職員が対応すべきで、時間外勤務を前提とした勤務体制は見直しが必要と思われます。

○食事に関する課題

- ・食事の提供は献立作成を含めて委託業者が行っています。食事の提供については、アレルギー児童に対してアレルギー食物を提供しそうなインシデントや、子どもの発達段階、体格に関わりなく同一・同量の副食が提供されている、訪問時、低学年児童がいるにもかかわらず、大人用の長い箸しかセットされていなかった、など給食業者として改善すべき点が見られました。施設側からその都度申し入れは行っているとのことですが、なかなか改善しないとのことでした。設備運営基準では「入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない」とされています。委託業者から献立の提案を受け、承認する際には、上記基準を満たしているか判断するために、必要な栄養素が記載された資料の提供が必要です。国は以前から「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を策定し、詳細な指針を示しています。一時保護施設においても同ガイドに則った対応が必要と思われます。特に、アレルギー食物の誤食は子どもの健康にかかわる重大な問題です。アレルギーに関しては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が示されており、内容的に一時保護施設では対応できない部分もありますが、委託業者と検討する際の材料となるものと考えます。このマニュアルには、栄養士の役割が明記されており、一時保護施設側も、管理栄養士の助言を受けるなどの対応が必要かもしれません。

- ・喫食は、各棟の食堂または居室で行っています。一時保護ガイドラインでは、「入所することも、家庭で十分

な食事をとれていない場合も多く、一時保護施設における食事はこどもの健全な発育や心理的な安定、生活習慣の習得等にとって非常に重要であり、「団らんして食事を楽しめるなど温かい雰囲気の中で提供する」こととされています。食堂で採るか居室で採るかは、居室がどこに充てられたかの要因で決まる仕組みとなっているため子どもの事情やニーズに応じたものとはなっていません。偏食改善への動機づけやマナーを教える機会もなくなってしまっただけでなく、行動観察の機会も限られてしまいます。勿論、集団が苦手な緊張してしまうなどの理由により居室で食べる方が良い子どももいるので、個室で食べる方法は維持されるべきです。また、職員と一緒に食事することによって、広い意味で子どものモデルとなることが一時保護施設児童指導員としての重要な職務でもあります。喫食のあり方は、検討が必要と思われます。

○就寝時間について

- ・小学校低学年の子どもも中高生も同一の就寝時間としていることは、「個に応じた支援」実現のためには見直しが必要と思われます。相部屋で低学年の子どもも中高生も同じ居室となってしまう場合には、低年齢児のために一斉消灯はやむを得ない選択ですが、個室化が実現した今こそ見直しが求められるでしょう。年齢別就寝時間を実現する上でも、夕食後の職員体制の充実が必要です。

○包括的性教育の重要性を職員の認識について

- ・性被害や性加害の子どもには必要に応じて児童心理司が心理教育を行っているとのことですが、その内容が十分に児童指導員に伝わっていないようです。児童心理司が行った教育的支援が生活中でどのように生かされているのか、あるいは効果が上がっていないのかなど、その子どもに対する支援のあり方を考えるうえで、重要な材料となるのではないのでしょうか。積極的に情報提供を求めることが必要と思われます。
- ・性の問題に関しては、性被害・性加害や性非行の子どもだけでなく、被虐待児童や養護相談の子どもについても、歪んだ性知識や年齢不相応の不適切な性的見聞（保護者の性的行動の目撃やアダルトビデオの視聴など）をしていることが少なくありません。性的問題が顕在化された子どもに限らず、すべての子どもが正しい性知識を持つことは極めて重要です。そうした意味で、今後は一時保護施設や児童養護施設においては包括的性教育が極めて重要になってくるものと思われます。今まで、職員自身が性問題には触れないことが長年にわたって受け継がれてきたようですが、まずは、職員が包括的性教育について十分に理解していくことが重要と思われます。そうすることによって、子ども同士の「片手一本分の距離を保とう」という支援やプライベートゾーンの重要性を職員も十分に理解し、子どもに教えることの重要性が意味のあるものになっていくと思います。

○小中学生の通学

- ・制定された設備運営基準で通学支援が努力義務とされました。実現に向けて、検討が必要です。児童相談所や一時保護施設だけで解決できない課題と思われます。実施している自治体への聞き取り調査などから始められると良いと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.37	食事が適切に提供されているか	C
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	B
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	A
No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	A
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	S
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	S
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	A
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	A

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○<u>観察会議の適切な開催</u> ・観察会議は、「行動診断所見」を作成することを主たる目的とするものと、一時保護施設における援助方針の協議や確認を目的とするものがあると思われますが、本施設は後者に重点を置いており、入所中の子ども全員について行っています。判定会議に提出する「行動診断所見」は、こうした会議の積み重ねと一時保護施設職員間の随時のインフォーマルな協議および児童福祉司・児童心理司との情報共有や協議によって作成されます。観察会議では、具体的な行動などについてその背景、生育歴などにも言及した議論が行われ、施設内での支援方針が確認され、記録されています。きめ細かい観察の共有や議論が経験の浅い職員の専門性を高めることにつながると思われ、こうした形態の観察会議は継続を強く願います。 ○<u>詳細且つ丁寧な子どもの記録</u> ・子どもの記録には日々の様子や観察会議での協議等、とても詳しく記録されていました。起こった事象については勿論のこと、職員がどのように対応し、その対応によっての子どもの反応などが丁寧に書かれていました。その場にはいない職員とも情報共有できるシステムも含め、非常に高く評価されます。 ○<u>児童相談所内の連携が良好</u> ・児童福祉司・児童心理司との連携については同じ敷地内にあり、距離的にも近いためスムーズな情報共有が図られていました。援助方針会議にも一時保護施設職員も参加し、一時保護施設として行動観察の情報を出していける場となっていることは非常に評価できます。 ・一時保護施設における支援は、担当者を決めずチームとして職員全体で子どもと向き合っていく姿勢が見られました。そのため、引継ぎや観察会議等で職員が積極的に意見を出せる空気感や新人職員の困ったときに声をかけてもらえる先輩職員に対して感謝など、大人の良好な人間関係がチームとしての力になっています。 ○<u>権利主体による生活の改善</u> ・設備運営基準の施行を受け、様々な生活ルールの改定を行っていることは非常に評価できる点です。ルールが変わることで子どもにとっての一時保護施設の生活は大きく変わります。子どもとの関わりからしか見えてこない生活の中での子どもの変化や希望、困りごとなどを職員それぞれが拾い上げ、情報共有することで幅広い視点でのアセスメントが行われます。 【今後に向けた提案】 ○<u>記録作成業務と他の業務とのバランスの検討</u> ・記録にかかる職員の時間的な負担を考えると、子どもに寄り添う時間より記録にかかる時間が優先されることのないような体制が求められます。記録の簡潔化や定型化の工夫により時間を浮かせ、他の業務に従事できるようにすることも検討していただきたいと思います。

○観察会議への児童福祉司・児童心理司の参加

・観察会議は定期的開催され、複数の職員の様々な視点の中で活発な意見が出されていました。その取り組みは非常に評価できる点です。子どもの見立てや支援方針など個人の判断に偏らないようにするうえでは極めて重要な機会となりますので、今後は一時保護施設職員だけでなく、児童福祉司、児童心理司、一時保護施設の心理職等の参加も必要です。

○行動観察記録への記載内容の検討

・一時保護施設における行動観察記録は、援助方針会議の資料としても提出され、児童福祉司、児童心理司との情報共有に活用されています。しかし、日々の引き継ぎの記録や観察会議での記録など、豊富な情報があるにもかかわらず、その情報が行動観察記録として反映されていない点が気になります。子どもの行動診断としての行動観察記録に何を記載していくのか、行動観察記録という1枚の紙にどのようにして子どもを表現していくのか、職員間での認識の共有と共に様式の検討が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	A
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	A
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A